

# 仕 様 書

## 1. 件 名

テレワーク環境整備及び運用支援

## 2. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、国民の安心・安全等に直結する国土交通省の業務継続を確保することにより、防災・減災や領海警備等の的確な体制を確保するため、国土交通本省、地方支分部局、気象庁、海上保安庁等において、テレワーク環境の整備を行うこととしている。

北海道運輸局においても、在宅勤務者が効果的・効率的に業務を行える環境を構築するとともに同管理業務の効率化のため、リモートデスクトップ方式によるテレワークツールの導入、運用・管理を業務委託するものである。

## 3. 委託内容及び数量等

### (1) テレワークツール

①USB 端末（遠隔操作システムのライセンスを含む） 206 ライセンス

（参考商品：NTTテクノクロス(株) MagicConnect (USB型)）

上記納入商品については、上記の参考商品と同等以上の性能を有していれば可とするが、当該商品が6. を満たしていることを確認できるパンフレット等（web ページのカラー出力可）を令和2年12月11日までに提出すること。

また、国土交通省で導入実績のない別紙以外の商品の場合にあっては国土交通省システムにてツールの利用が可能かを判断するため、令和2年12月11日までに事前の動作確認を行うこととし、その際に発生する費用については、入札を参加しようとする者が負担すること。

なお、参考品については動作確認済みである。

### (2) 運用支援

①北海道運輸局の通信環境下にあわせた設定マニュアル（対応手順書）の作成

②接続時のサポート

③トラブル時における職員からの電話又はメール等による問い合わせへの対応（ヘルプデスク対応）

## 4. 履行場所等

### (1) 上記3. テレワークツールの納入場所

札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎

北海道運輸局総務部人事課

### (2) 接続時のサポート場所

①北海道運輸局本局

②北海道運輸局管内の各運輸支局、苫小牧海事事務所 （別添：支局等一覧表参照）

## 5. 履行期限

(1) テレワークツール及び設定マニュアル 令和3年1月29日

- (2) テレワーク環境運用支援期間 令和3年2月1日～令和5年3月31日
- (3) 業務完了報告書  
(問い合わせ件数及び問い合わせ内容) 毎月終了後翌1か月以内

## 6. システム要件

### (1) リモート接続機能

- ①本調達物件は新たなシステム開発ではなく、既存ツールを利用すること。
- ②国土交通省システム内にリモート接続のための機器（サーバ、ルータ及びハブ等）を設置しないこと
- ③リモートデスクトップ方式（PC遠隔操作型）ツールを導入すること。
- ④手元端末から接続先端末に至る経路の通信は暗号化すること。
- ⑤手元端末から接続先端末を遠隔操作することにより、国土交通省ネットワーク環境のWebシステムが利用できること
- ⑥パスワード失敗履歴をログで確認できること
- ⑦接続先端末はプロキシサーバ経由でも利用できること
- ⑧国内のデータセンターで運営されているサービスであること
- ⑨手元端末はPC（Windows8.1、Windows10）から利用できること  
また、接続先端末はPC（Windows8.1ProまたはEnterprise、Windows10ProまたはEnterprise）やWindows Server（2016、2019等）を利用できること
- ⑩接続先端末から、手元端末へのファイルダウンロード、コピー&ペースト、プリントアウトは一切できないこと。また、この機能は契約者（利用者、管理者含む）では変更できないこと
- ⑪手元端末には、接続先端末の情報を一切残さないこと
- ⑫第三者による覗き見や操作は一切できないこと
- ⑬リモートアクセスの認証は、ユーザーIDとパスワードに加え、リモートアクセス用USBの専用固有情報を用いた2要素以上の認証であること
- ⑭スマートデバイス（iOS、Android）からの利用を、許可/禁止ができること
- ⑮以下の設定が可能であること
  - ア 指定する遠隔モバイル等からしか遠隔操作（リモートアクセス）ができない設定が可能であること（IPアドレス接続制限・MACアドレス接続制限が可能であること）
  - イ 遠隔モバイル等の紛失時に担当者が、遠隔操作（リモートアクセス）の禁止設定ができること（IPアドレス接続制限・MACアドレス接続制限が可能であること）
  - ウ 接続ログの管理が可能であること

### (2) 管理機能

- ①管理者等のパソコンのブラウザ上からID及びパスワードを入力し、本システムの管理画面にログインできること
- ②管理画面から本システムに係る各種設定を行えること
- ③管理画面から稼働状況が確認できること
- ④管理画面からログをダウンロードできること

## 7. 情報管理

- (1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、

「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（別紙様式）を入札参加申請書又は紙入札方式参加願とともに提出すること。

また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

なお、確保すべき履行体制は次のとおりとする。

- ①本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする事
  - ②本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること
  - ③担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンスサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当部課の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行前・履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、必要な報告徴収や調査に応じること。

## 8. 納入物

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) テレワークツール      | 3. (1) のとおり |
| (2) 設定マニュアル（電子媒体） | 1部          |

## 9. 本仕様書に記載のない事項等

本仕様書に表記のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとし、ネットワーク機器等の納入にあたって既設設備その他に損害を与えたときは、全て受注者において補償すること。

## 10. その他

本仕様書に明記されていない事項については、監督職員等発注者側担当者との協議すること。

別紙

○国土交通省で導入実績のある商品（11月1日時点。【】内はサービス提供事業者名）

- magic connect 【NTTテクノクロス株式会社】
- Splashtop Business 【スプレッシュトップ株式会社】
- Remote View 【RSUPPORT株式会社】

別添

○支局等一覧表

- ・札幌運輸支局  
〒065-0028  
札幌市東区北28条東1丁目
  
- ・函館運輸支局  
〒041-0824  
函館市西桔梗町555番24
  
- ・旭川運輸支局（本庁舎）  
〒070-0902  
旭川市春光町10番地1
  
- ・旭川運輸支局（稚内庁舎）  
〒097-0023  
稚内市開運2丁目2番1号（稚内港湾合同庁舎）
  
- ・室蘭運輸支局（本庁舎）  
〒050-0081  
室蘭市日の出町3丁目4番9号
  
- ・室蘭運輸支局（入江町庁舎）  
〒051-0023  
室蘭市入江町1番地（室蘭地方合同庁舎）
  
- ・苫小牧海事事務所  
〒053-0004  
苫小牧市港町1丁目6番15号（苫小牧港湾合同庁舎）
  
- ・釧路運輸支局  
〒084-0906  
釧路市鳥取大通6丁目2番13号
  
- ・帯広運輸支局  
〒080-2459  
帯広市西十九条北1丁目8番4号
  
- ・北見運輸支局  
〒090-0836  
北見市東三輪3丁目23番地2